

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1・11（並）</p> <p>別表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ～ホ（略） 注1～注11（略）</p> <p>12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）</u>）<u>にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。</u>）に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>1・11（並）</p> <p>別表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ～ホ（略） 注1～注11（略）</p> <p>12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 生活介護</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 送迎加算</p> <p>27単位</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>第7～第16 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 生活介護</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 送迎加算</p> <p>27単位</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>第7～第16 (略)</p>
---	--